

新規起業支援事業費補助金の御案内

陸前高田市では、産業の振興及び活性化を図ることを目的とし「陸前高田市新規起業支援事業費補助金」を創設しました。対象者等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する者

- (1) ア～エのいずれかに該当すること
 - ア 申請年度内に起業する者
 - イ 申請時において起業の日から3年を経過しない者
 - ウ 陸前高田市チャレンジショップの入居の決定を受けた者
 - エ 陸前高田市チャレンジショップの使用期間終了後から一年以内に開業等の届出をする者
- (2) 申請日において陸前高田商工会の会員又は加入予定者と認める者であること
- (3) 商工会の指導を受けた事業計画書について、その進捗に関し継続して経営指導を受ける者
- (4) 事業計画要件を満たす者（※詳細は裏面参照）
- (5) 納期の到来した市税等に未納がない者

※補助事業完了後3年間決算報告又は、確定申告書等の提出をすること。

2 対象事業

市内で起業する事業で、市内の産業の振興及び活性化に資するものであって、継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風営法で規定する一部事業
- (3) その他市長が適当でないと認める事業

3 対象経費・業種等

- (1) 起業する際に要する経費
- (2) 陸前高田市チャレンジショップ入居に要する経費
- (3) 陸前高田市チャレンジショップ退去後に市内で施設等を整備する際に要する経費

※汎用性が高く目的外使用になり得るものは補助対象経費となりません。

※対象とならない業種があります。詳細は裏面を参照してください

3 申請時に必要な書類

※受付は令和8年1月30日（金）までです。

- (1) 補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画（実績報告）書（要綱様式第1号）
- (3) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（要綱様式第2号）
- (4) 陸前高田商工会の経営指導を受けた事業計画書
- (5) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 完了時に必要な書類

- (1) 事業完了（廃止）届（規則様式第6号）
- (2) 補助金等交付請求書（規則様式第7号）
- (3) 事業計画（実績報告）書（要綱様式1号）
- (4) 起業したことが確認できる書類（法人：登記簿謄本または定款等、個人事業主：個人事業の開業届出書）
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (6) 補助事業の完了が確認できる写真、成果物の写し等
- (7) その他市長が必要と認める書類

（お問合せ）商工観光課商工ブランド係
TEL54-2111（内線422）

【事業計画要件】

対象者	申請時の事業収入	事業計画要件
申請年度内に起業する者		補助事業の申請年から３年目の事業収入が３００万円を超える計画であること
申請時において起業の日から３年を経過しない者	３００万円未満	補助事業の申請年から３年目の事業収入が３００万円を超える計画であること
	３００万円以上	補助金の交付を受けて設備投資を実施することにより、収益の向上が見込める事業計画であること
チャレンジショップ入居の決定を受けた者		チャレンジショップ応募の際の事業計画を提出すること
チャレンジショップ使用期間終了後から１年以内に開業等の届出をする者		補助事業の申請年から３年目の事業収入が３００万円を超える計画であること

※本補助金は商工会による指導を受け、事業計画が実現可能であり、かつ、補助制度上の要件に適合すると認められる場合に、申請が可能になります。

【対象経費等】

対象者		対象経費	補助率	上限
申請年度内に起業する者		・建物（改築・改装・改修に要する費用も含む。） ・建物附属設備 ・構築物 ・機械、装置及び備品（単価５万円以上のものに限る。） ・広告宣伝費 ・出展小間費 ・印刷費 ・講師依頼費 ・ホームページ作成費	３／４	１５０万円
チャレンジショップ事業	チャレンジショップ入居の決定を受けた者		１０／１０	２０万円
	チャレンジショップ使用期間終了後から１年以内に開業等の届出をする者		３／４	１５０万円
起業の日から３年を経過しない者であり、申請時の事業収入が３００万円を超える者		・建物（改築・改装・改修に要する費用も含む。） ・建物附属設備及び構築物（建物と同時に申請する場合に限る） ・機械、装置及び備品（単価５万円以上のものに限る。）	３／４	１５０万円

※ 汎用性が高く目的外使用になり得るものは補助対象経費となりません。

※補助金交付決定額は補助限度額を示すものであり、支払額を補償するものではありません。最終的な支払額は事業完了後に現地調査において補助対象経費等を確認してから確定します。

【対象とならない業種】

農業、林業、漁業、金融業、保険業（中分類６７保険業を除く）、教育、学習支援業（中分類８２その他教育、学習支援業を除く）、医療、福祉（小分類８３５療術業、８３６医療に附帯するサービス業を除く）、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（中分類８８廃棄物処理業、８９自動車整備業、９０機械等修理業、９１職業紹介・労働者派遣業、９２その他の事業サービス業を除く）、公務（他に分類されないもの）